

社会全体で支える 介護保険制度

介護保険制度とは、介護が必要な方が利用する介護サービスなどを社会全体で支えていく制度です。40歳以上の方は、介護保険に加入し介護保険料を納付していただきます。

介護保険課 ☎046(252)7719
☎046(252)8238

平成28年度の介護保険料

介護保険制度は、3年に一度計画の見直しを行っており、第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）の中間年度に当たる平成28年度は、平成27年度と同様の介護保険料基準額となります。

市の介護サービスと介護予防事業に必要な費用などは、50パーセントを公費、28パーセントを40歳～64歳の方が加入する医療保険と併せて間接的に納める介護保険料、22パーセントを65歳以上の方が直接納める保険料で賄っています。

65歳以上の方（第1号被保険者）が納付する保険料基準額は、年額5万9160円で、この基準額を基に、所得段階に応じて16段階に分類します。保険料年額は、6月中旬以降に送付する介護保険料決定通知書でお知らせします。

介護保険料の納付方法

介護保険料の納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りがあります。
特別徴収は、年金から天引きして納付します。対象は、年金の年間受給額が18万円以上の方です（一部例外あり）。
普通徴収は、市が送付する納付書で金融機関窓口やコンビニ、ペイジーなどを利用して、6月から翌年3月までの毎月、納付します。金融機関などへ申し込むことで口座振替もできます。対象は、年度の途中で65歳になる方、転入者、年金を受給していない方、年金の年間受給額が18万円未満の方などです。保険料の未納

があると延滞金および滞納処分の対象になる他、介護サービスの利用に制限がかかる場合があるのでご注意ください。

◆仮徴収

保険料金額は、前年の所得が決定する6月以降に算定するため、特別徴収の方は、2月に年金から天引した金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として天引きします。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・翌年2月支給の年金から天引きします。

介護保険料の減免制度

決定した介護保険料が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階までの方のうち、生活が著しく困難と認められた方（減免要件対象者）の介護保険料を減免する制度を設けています。

本年度分の減免は、6月30日（木）まで受け付けます。7月以降も随時受け付けますが、減免期間は申請した日の属する月からとなります。



低所得者の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）を利用する場合（ショートステイを含む）の食費、居住費は自己負担となりますが、生活保護受給者や世帯全員が市民税非課税の方（預貯金要件など認定基準を満たす方）は、市へ申請をすることで「介護保険負担限度額認定証」が交付され、負担が軽減されます。申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からになります。

現在交付している認定証の有効期限は、7月31日（日）までとなります。継続して認定を受ける場合には、毎年申請が必要となります。継続して対象となる可能性のある方には、6月下旬にお知らせを送付します。

また、社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得の方に対し、利用料の負担を軽減する事業もあるので、詳しくは、担当へお問い合わせください。

※非課税世帯を証明する所得の申告がされていないと認定証の発行ができない場合がありますのでご注意ください。

6月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分（第2水曜日（8日）は午後のみ）	☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士（面談のみ）	8日 14日夜 15日 午後6時～8時30分 21日夜 毎月第2・第3・第4水曜日 22日 午後1時30分～4時30分 28日夜	予約制（電話可） 受付☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は年間一人につき1回（25分以内）、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しく下さい。
行政書士（相続・成年後見）	16日 毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分	
交通事故理士（取引・契約）	9日 毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分 16日 毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分 21日 毎月第3火曜日午後1時30分～4時30分 24日 毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分 23日 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション（近隣・管理組合）	10日 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（9日まで受け付け）	
市民一般	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時30分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員（近隣問題など）	14日 毎月第2火曜日午前9時～11時30分	☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階 広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
住まい探し（高齢者）	21日 偶数月第3火曜日午後1時30分～4時（電話予約制。20日までに（公社）かながわ住まいまちづくり協会☎045(664)6896へ）	市役所4階 4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可）） 毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階 障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
手話通訳設置	毎週月曜日午後1時～5時と水曜・金曜日午前9時～正午	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活援護課 担当 生活援護課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	16日 毎月第3木曜日午前10時～午後3時	ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前9時～11時30分と午後1時～4時30分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
母子・父子家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階 青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732

市民とともにつくるまち

市民こころのバリアフリー及び ハート・コミュニティ

市とNPO法人きづきでは、相互提案型協働事業として、心の健康に不安や問題を持つ方への理解を深めるために全5回の講座「市民こころのバリアフリー（心の健康問題普及啓発）及びハート・コミュニティ」を開催します。

第1回は、統合失調症に苦しみながらも復帰したお笑い芸人のハウス加賀谷さんが所属するお笑いコンビ「松本ハウス」を講師に招き、「統合失調症がやってきた、そして今」をテーマに漫才を行ったり、体験談などを話したりします。



第1回 活躍している当事者の講演 I

- とき 7月2日（土）午後2時30分～4時（午後2時開場）
- ところ ハーモニーホール座間（市民文化会館）小ホール
- 定員 300人（申込順）
- 参加費 無料
- 申込方法 6月29日（水）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043

6月に納めていただくのは

▽市・県民税（第1期）▽国民健康保険税（第1期）▽介護保険料（第1期）
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。使用料などもお忘れなく。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年課☎046(252)7003へ）。